

I. OECDの最新情報

【CRSの義務的開示ルール】

項目	内容
1. どんなスキームが開示を求められるのか?	<ul style="list-style-type: none"> ● CRSを回避する取引やオフショア・ストラクチャー(例えば、CRSを回避する目的の取引や実質的受益者を隠す取引)
2. 誰がそれらのスキームを開示する義務があるのか?	<ul style="list-style-type: none"> ● スキームの設計及び販売を行うプロモーター ● そのスキームがCRSの適用を知りうることが予想される場合において、勧言等を行う仲介者 ● その他の場合には納税者
3. いつ開示するのか?	<ul style="list-style-type: none"> ● そのスキームが実行されたとき、及びそのスキームに関してサービスが提供されたとき
4. どんな情報を開示するのか?	<ul style="list-style-type: none"> ● スキーム、スキームのユーザー、スキームの提供に関する情報。 仲介者が設立した役務当局において開示
5. 開示の除外規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律の専門家の特権によって守られる場合における開示義務を要求されない情報 ● 二重開示を軽減するルール

I. OECDの最新情報

【CRSの義務的開示ルール ~キーとなる要素~】

【報告義務のあるスキーム】
CRSを回避する又は資産、所得の実質的受益者を隠匿する取決め及びストラクチャー

【プロモーター】
取決め又はストラクチャーを設計する又は販売する者

【サービス・プロバイダー】
支援又は助言をする者でかつ、その取引等について開示義務が必要であることを合理的に知りうる者

【仲介者】
仲介者が取決め等に関するサービスの提供又は設計した場合には開示義務が生じる

【業者・利用者】
仲介者が報告義務の範囲外にある場合又は顧客情報秘匿権が適用される場合には、開示義務が生じる

I. OECDの最新情報

5. 各国の税制改正

【Tax Policy Reforms series】

- 年次質問書をベースに報告書は作成
- 調査対象国は、35のOECD加盟国とアルゼンチン、インドネシア及び南アフリカ共和国
- 目的は、主要な税制改革と各国の動向の把握

19

I. OECDの最新情報

【最近の各国の税制改革の概要】

	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> • 中低所得者の減税の継続 • 基礎控除及び事業上の控除の拡大
	法人所得税	<ul style="list-style-type: none"> • 法人税率引下げの激増と投資インセンティブの増加 • BEPS施策の実施の拡大
	付加価値税・物品サービス税	<ul style="list-style-type: none"> • 付加価値税の標準税率には変化なし • 意義ある行政運営と不正防止施策 • OECDのVAT/GSTガイドラインの実施
	環境関連税	<ul style="list-style-type: none"> • エネルギー関連税制の改革(輸送燃料以外のものも含む)。 • 自動車関連税制は別の重大な改正領域となっている。
	財産税	<ul style="list-style-type: none"> • フランス、米国及びベルギーにおいて、重要な税制が導入された。

www.ifaseoul2018.com | IFA © 2018

20

II. 米国税制改革の影響

1. 米国税制改革の概要

- 税制雇用法(TCJA)は2017年12月22日トランプ大統領の署名により成立
- 主な内容:
 - 法人税率の引下げ(35%→21%)
 - 強制みなし配当課税(課税されていない国外所得を本国送金とみなし課税。現金及び現金同等物には15.5%、それ以外は8.0%課税)
 - 全世界所得課税から、OECDが推奨した税源浸食防止のベスト・プラクティスを取り入れたテリitorial課税に移行
 - ① 資本参加免税
 - ② 2つのミニマム・タックス
 - ③ 国外源泉無形資産所得(Foreign Derived Intangible Income, FDII)控除
 - ④ 利子控除制限
 - ⑤ ハイブリッド取引における非格納関連会社間の損金不算入制度

21

II. 米国税制改革の影響

【法人税率の引下げ】

New US statutory corporate tax rate (21% federal rate plus state average) closer to OECD average

2017 non-US OECD Average Combined Rate = 23.75%

2017年米国以外のOECD加盟国平均実効税率23.75%

新しい米国の実効税率25.75%

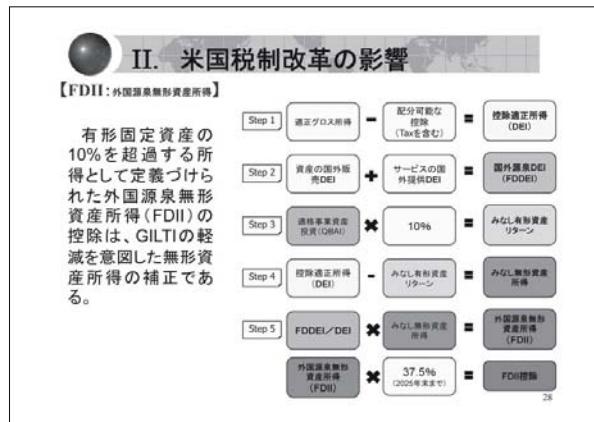
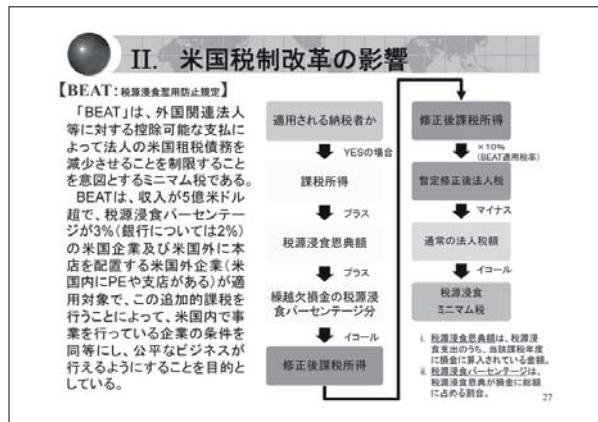
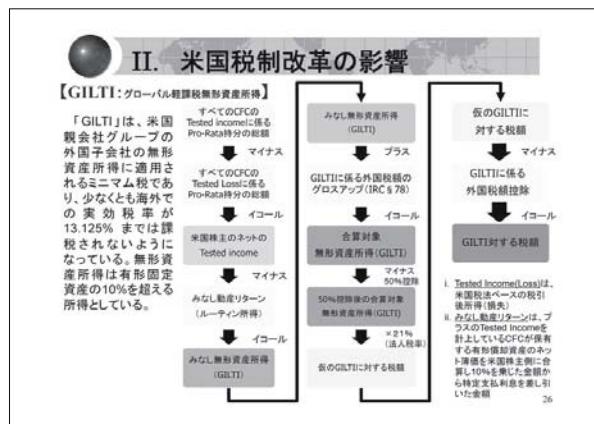
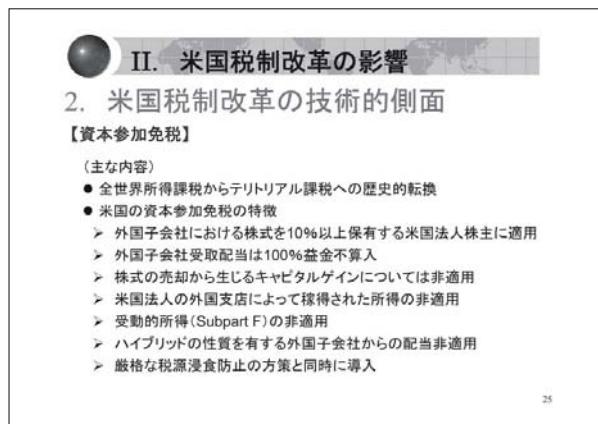
New 2018 US Combined Rate = 25.75%

改正前の米国の実効税率38.9%

Old 2017 US Combined Rate = 38.9%

www.ifaseoul2018.com | IFA © 2018

22



II. 米国税制改革の影響

【利子控除制限】

米国内国歳入法 § 163(j)

- ネットの支払利子控除は、調整後課税所得の30%に制限される。
 - i. 2022年1月1日より前に開始する課税事業年度の調整後所得金額は、おおよそ、EBITDAと同等である。
 - ii. 2022年1月1日以後に開始する課税事業年度の調整所得金額は、EBITと同様である。
- 支払利子控除制限は、関連者及び第三者からの負債が対象となる。
- 控除されなかった利子は、無制限に繰り越される。

29

II. 米国税制改革の影響

【ハイブリッド取引における非適格関連者間支払の損金不算入制度】

- ハイブリッド取引又ハイブリット事業体による(又は、への)関連者等に対する支払(又は未払い)利子、ロイヤリティ等の支払いは、この支払に対応する受取所得が、(居住地国で)課税されていない場合、又は支払が居住地国で損金に算入されている場合には、当該支払の控除は認められない。
- 米国内国歳入法951(a)の規定による米国株主のグロスの所得(サバートF所得)に含まれる支払は当該制度の適用を受けない。

30

II. 米国税制改革の影響

3. 米国税制改革の安定性の考察

【安定性の考察の項目】

1. 政治的安定性

- 議会での法案投票状況から、税制改革は党派運動(partisan exercise)であったことを示している。

2. 経済的安定性

- 主要な改正規定が恒久法か時限法かを比較し、時限法の割合が多いことを指摘

3. 米国予算の見通し

4. グローバルの安定性

31

II. 米国税制改革の影響

4. 世界的背景における税制改革

【単独主義の税制(Unilateral Tax Measures)】

国等名	制度	税率	効力発生
インド	平衡税	広告収入の6%	2016年
ロシア・イスラエル・サウジアビア	デジタルサービスVAT課税	様々な税率	2016-2017・2018年
イタリア	WEB課税	3%(B2Bのデジタルサービス)	2019年
スロバキア	平衡税(法案)	(調査中)	2019年?
英国	迂回利益税	利益の25%	2015及び2018年
豪州	迂回利益税	40%	2017年
イタリア	PE立証責任税(PE burden of proof)	28%	2019年
台湾	みなしローカル源泉課税	20%未満	2017年(遅効)

32

II. 米国税制改革の影響

【単独主義の税制(Unilateral Tax Measures)】

【議論のポイント】

- 租税条約における無差別条項と矛盾はないか?
- WTOルールと矛盾はないか?
- ALP及びOECDモデル租税条約9条に対する単独主義的行動との関係は?
- BEATIはEUのデジタル課税と類似しているか?

33

II. 米国税制改革の影響

【BEATIと米国モデル条約24条4項(支払無差別)との関係】

- BEATIは控除(支払自身)を否認する制度ではない。
➢ BEATIに対する経済的なアプローチは、異なる結果を導くであろうが…
- 仮に控除を否認する制度であるとすると、
➢ 米国モデル条約24条4項は、独立企業原則と適合するため、前の条文(米国モデル条約9条(関連企業))で規定する調整を提供する可能性を残している。
➢しかし、独立企業分析に依らないBEATIは、上記の調整規定に守られるかどうか、疑問がある。

34

II. 米国税制改革の影響

【BEATと米国モデル条約24条5項(資本無差別)との関係】

- BEATが米国法人から米国の関連企業への支払ではなく、米国法人から米国以外の関連企業に対する支払に適用されるのであれば、モデル条約24条5項を侵害していると思われる。
- 何人かの論者は、BEATは所得を受領する法人の究極の親会社が米国法人である場合に適用するのであるから、(上記のような米国モデル条約24条5項を)侵害するとの意見は説得力のある議論ではないと意義を唱えている。
- BEATはすべての状況において差別を意図されたものではなく、米国の支払者が条約相手国の居住者によって支配されているとの理由でBEP5がもたらす悪い結果においても、差別を意図するものではない。すなわち、BEATは、米国の税基盤を守ることを意図している。
- しかし、意図は本当に重要なのか? BEATは、基本的に米国法人から米国以外の関連企業に対して支払う場合には、結局は、差別的な結果になる。
- これは、条約の無効化(override)に係る議論の中で本質的なものと思われる(裁判所は、議会の側にそのような目的(意図)の表現が不明確である場合には、条約の無効化(override)を認めている)。

35

II. 米国税制改革の影響

【WTO(世界貿易機関)の規則との関係】

- GATT(関税及び貿易に関する一般協定)
輸入は、関税及び譲許表(tariff schedule)により定められた制限を越える他のいかなる粗税又は課徴金を免除されるべきである。
- SMC Agreement(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures)
補助金及び相殺措置に関する協定(以下「SMC協定」という。)
 - 補助金の定義は、次の3つの要素を含んでいる(SMC協定1条)。①財政貢献、②メンバー国(の領域内の)政府又は公共団体による、③利益の贈与。特定性を有する補助金のみが、SMC Agreement の範囲となる。
 - 一定の補助金は、禁止されている(SMC協定3条)
 - ✓ 輸出が行われたことに付随していること(輸出補助金)、又は
 - ✓ 輸入品よりも国产物品を優先して使用することに付隨していること(輸入代替補助金)
- 相殺可能な補助金:他のメンバーの利益に悪影響を及ぼす結果となった場合には、多国間の紛争解決又は相殺措置を通じて問題を解決する。
- (この協定は)物品に制限される。

36

II. 米国税制改革の影響

【WTO(世界貿易機関)の規則との関係】

- BEAT
 - 債却資産の輸入に適用される(しかし、売上原価に含まれる債却資産も含め、売上原価(COGS)には適用されない)。
 - 役務の提供、知的財産に適用されるが、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)やSMC Agreement(補助金及び相殺措置に関する協定)が適用されるのは、物の貿易のみである。
 - 研究開発税額控除の優遇措置
 - ✓ R&D補助金は、2000年から相殺可能な補助金となった。
 - ✓ しかし、R&Dやバテント・ポックスの通常のケースのような一般的なものというより、むしろ当該補助金が相殺可能な補助金になるのは特殊な場合のみである。
 - ✓ 実務上、「悪影響」の条件はめったに合致しない。
- FDII
 - FDII控除が適用される場合は、納税者が、有形又は無形資産を外国の者に対して、外国で利用されるために売却した場合(役務提供を含む。)であり、かつ、有形資産に係る納税者の利益が通常の開催を超える場合である。
 - FDIIIは、補助金か? 補助金に該当するのは、物だけか? FDIIIは禁止されている補助金に該当するか?

37

II. 米国税制改革の影響

【BEATとALPの関係】

BEATとALPの関係は、どうなのか?

38

III. デジタル化に関する課税上の問題点

1. OECD中間報告(2018年)と最近の動向

- ビジネスモデルと価値創造の分析
- BEPS行動とその影響
- 複数の国において採用された単独主義的な方策の棚卸し(評価)
- 長期的解決策
- 暫定措置
- 税制の他の側面に関するデジタル化の影響
- 報告結果と次のステップ



39

III. デジタル化に関する課税上の問題点

【高度にデジタル化したビジネスモデルの一般的特徴とその問題点】

物理的拠点のない
広域的活動

無形資産への依存

データと
ユーザーの参加

多国籍企業の利益
に課税権を発するこ
とができる課税管轄
の減少による課税権
の配分への影響

BEPSプロジェクトの
下で、意義のある進
展はあるものの、多
国籍企業グループの
異なるパート間にお
ける無形資産所得の
調整に係る困難が存
在する。

価値の創造の概念は、
現存する税の枠組み
によって捉えることが
できないため、価値の
創造の源泉を考慮す
ると、難題をもたらす。

40